

大阪市における 包括的な支援体制について

包括的な支援体制の整備について

国の動向

○平成29年5月 社会福祉法改正（平成30年4月施行） 市町村における包括的な支援体制の整備の努力義務化

- ・住民に身近な圏域で、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ・住民に身近な圏域で、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ・多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

○令和2年6月 社会福祉法改正（令和3年4月施行） 重層的支援体制整備事業の創設

- ・包括的な支援体制を整備する手法として「相談支援(多機関協働・アウトリーチを含む)」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施
- ・各分野（高齢、障がい、こども、生活困窮）の関連事業を一体的に執行できるよう、国からの財政支援について分野ごとの補助金ではなく一括交付金により交付

大阪市の状況

○平成27年度～

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」実施（平成17年度から実施してきた「コミュニティソーシャルワーク推進事業」を再構築）

平成29年度～

「総合的な相談支援体制の充実事業」市内3区でモデル実施（令和元年度から全区実施）

その他、各施策分野において包括的な支援体制の整備につながる取組を実施

○令和4年度～

重層的支援体制整備事業への移行準備事業(令和6年度まで)

「総合的な相談支援体制の充実事業」を「多機関協働」の取組に位置づけるなど、既存の取組を活かしながら、重層的支援体制整備事業の実施を検討

大阪市における「重層的支援体制整備事業」の検討

福祉分野以外の事業を所管する課長も広くメンバーとする大阪市地域福祉連絡会議の枠組みを用いて、検討を実施

【主な検討内容等】

- ・既存事業等の関係整理や交付金化に伴う事務的な課題等の整理。
- ・重層的支援体制整備事業の考え方を踏襲しつつ、国の枠組みに捉われない本市としての包括的支援体制の構築についても検討。
- ・市社会福祉協議会との意見交換等。

【検討結果】

- ・重層的支援体制整備事業の実施には、国が示す事業の枠組み（重層的支援体制整備事業要綱等）に即した事業実施が必要となるが、本市の行う事業において、一部の事業は国の示す枠組みに当てはまらないため、令和7年度からの重層的支援体制整備事業の実施は見送ることとする。
- ・本市における包括的な支援体制の充実に向け、引き続き重層的支援体制整備事業の考え方を踏まえて、各事業を継続して実施するとともに各関係先と連携を図っていく。

包括的な支援体制の充実に向けて

国の規定する重層的支援体制整備事業

地域づくり事業 <small>(社会福祉法第106条の4第2項第3号)</small>	包括的相談支援事業 <small>(社会福祉法第106条の4第2項第1号)</small>	多機関協働事業(※) <small>(社会福祉法第106条の4第2項第5号)</small>	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(※) <small>(社会福祉法第106条の4第2項第4号)</small>	参加支援事業(※) <small>(社会福祉法第106条の4第2項第2号)</small>
---	---	--	---	---

(※)重層的支援体制整備事業における国が提示する新機能

本市における包括的な支援体制の充実に向けた事業

- ・地域介護予防活動支援事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域活動支援センター機能強化事業
- ・地域子育て支援拠点事業(子ども・子育てプラザ等)
- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・地域における見守りネットワーク強化事業
- ・地域福祉活動支援事業(社協)など

【今後の方向性】

- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・ 交流、参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

- ・地域包括支援センター(高齢)
- ・障がい者基幹相談支援センター(障がい)
- ・利用者支援事業(子ども)
- ・生活困窮者自立相談支援事業(生活困窮)など

【今後の方向性】

- ・ 属性や世代を問わず、包括的に相談を受け止める
- ・ 支援機関のネットワークで対応する
- ・ 複雑化、複合化した課題については適切に総合的な相談支援体制の充実事業につなぐ

- ・総合的な相談支援体制の充実事業

【今後の方向性】

- ・ 区保健福祉センター(「総合的な相談支援体制の充実事業」担当)が調整役となり、個別の支援方針を検討する総合的な支援調整の場(つながる場)を開催し、適切な支援につなげていくとともに、分野を超えた連携体制の強化に取り組む。
- ・ 個別事例から見えてきた地域課題を地域資源の開発に活かすため、各区にて設置されている既存の会議(生活困窮者支援会議等)と連携する方向で調整中

- ・地域における見守りネットワーク強化事業

【今後の方向性】

- ・ 地域のネットワークの中から潜在的な「支援を必要とする人」を見つけ、必要な支援につなげていくとともに、孤立世帯等については粘り強く信頼関係を構築していくことで、福祉サービスや地域の見守り活動につなげる
- ・ 本人の状態に応じて「つながる場」と連携を図りながら支援を行う

- ・地域における見守りネットワーク強化事業
- ・地域福祉活動支援事業(社協事業)
- ・福祉ボランティアコーディネート事業(局事業)

【今後の方向性】

- ・ 多様な社会参加の実現を目的として行うもの
- ・ 既存の制度では対応できない本人や世帯のニーズに対応するため、地域の資源などを活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うもの。
- ・ 既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態にあった支援メニューをつくる

大阪市における包括的な支援体制イメージ

⑤ 多機関協働

複合的な課題等を抱えた世帯を的確に支援するため、分野を超えた連携体制の構築

地域課題について話し合う場

各区に設置されている既存の会議等を活用し、個別事例から見てきた地域課題について連携し、地域資源の開発に活かす

総合的な支援調整の場(つながる場)

区保健福祉センター職員・区社協・主たる相談支援機関・地域関係者・医療関係者・教育関係者 など関連する相談支援事業者等にて個別の支援方針を調整する

① 包括的相談支援

【高齢】
地域包括支援センター

【障がい】
障がい者基幹相談支援センター
など

【子ども】
子育て支援室
など

【生活困窮】
生活困窮者
自立相談支援機関

その他の
相談支援機関

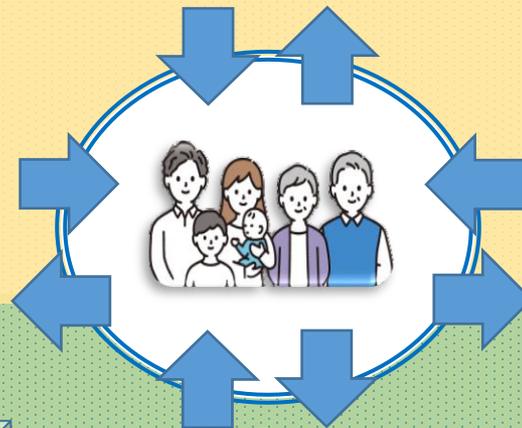
各福祉分野や多機関協働による支援

④ アウトリーチ等を通じた 継続的支援

自ら支援を求められない、あるいは否定的な人への支援

地域における 見守りネットワーク強化事業

- ・見守り相談室(CSW)
- ・地域福祉コーディネーター
- ・民生委員
- ・児童委員
- ・ボランティア
- ・地域住民
- ・ライフライン事業者(電気・ガス・水道)



② 参加支援

既存の各制度での支援では対応できない
個別性の高い社会参加の支援

地域における見守りネットワーク強化事業
(個別ケースを地域資源につなぐ)



③ 地域づくり支援

見守り
相談室

見守り相談室
CSW

生活支援
コーディネーター

コミュニティワーカー
(区社協)

区社協

区保健福祉
センター

- ・地域における見守りネットワーク強化事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域福祉活動支援事業(区社協)
- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・地域活動支援センター
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・地域介護予防活動支援事業